

## 国分都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の決定

都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を次のように決定する。

「都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」

(別添のとおり)

### 理由

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成12年5月19日法律第73号)において，都市計画法(昭和43年法律第100号)第6条の2が追加され，一体の都市として総合的に整備し，開発し，及び保全すべき区域として都道府県が指定している全ての都市計画区域について，都道府県が都市計画に「都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」を定めることとなった。

都市計画区域の整備，開発及び保全の方針は，おおむね20年後の都市の姿を展望し，長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともにその実現に向けての大きな道筋を明らかにする，都市計画の基本的な方向性を示すものとして定める必要がある。また，具体の都市計画は，都市計画区域の整備，開発及び保全の方針に即したものでなければならない。

このようなことから，国分都市計画区域においては，「自然と歴史とテクノが織りなす県央中核都市」を基本理念として，都市づくりを目指すこととし，都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を新たに定めるものである。

国分都市計画  
都市計画区域の整備，開発  
及び保全の方針

鹿 児 島 県

## 《 目 次 》

1 . 都市計画の目標	
1 ) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念	1
2 ) 地域毎の市街地像	2
2 . 区域区分の決定の有無	
1 ) 区域区分の決定の有無	3
3 . 主要な都市計画の決定の方針	
1 ) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	3
主要用途の配置の方針	3
土地利用の方針	4
2 ) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	5
交通施設の都市計画の決定の方針	5
下水道及び河川の都市計画の決定の方針	8
その他の都市施設の都市計画の決定の方針	9
3 ) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	10
主要な市街地開発事業の決定の方針	10
市街地整備の目標	10
4 ) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	10
基本方針	10
主要な緑地の配置の方針	10
実現のための具体の都市計画制度の方針	12
主要な緑地の確保目標	12

## 1. 都市計画の目標

### 1) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念

国分都市計画区域（以下「本区域」という。）は、鹿児島県の始良・伊佐地域に位置し、福岡県北九州市を起点とし鹿児島市を終点とする東九州自動車道や国道 10 号の都市間を連絡する広域的な幹線道路が通っている。

本区域は、鹿児島湾奥に面し、県本土のほぼ中央部に位置し、県都鹿児島市から約 40 km、車で約 1 時間の距離にある。

北に霧島連峰、南に桜島をのぞむ風光明媚なまちであり、気候は年平均気温 17.6 度（平成 12 年）と比較的温暖である。

地形は天降川などの河川が造りだした国分平野と、これを取り囲むように存在するシラス台地とに大別される。

奈良時代には大隅国の国府が置かれ、その後、大隅国分寺が建立されるなど本区域の歴史は古く、江戸時代の川筋直しにより湿田が多く開墾された結果、米などを産する農業地帯となった。なかでもたばこは「国分たばこ」としてその名を全国に知られている。

昭和 30 年、国分市として市制施行したのち人口は減少傾向にあったが、企業誘致等により昭和 47 年以降増加に転じ、国分隼人テクノポリス開発計画による高度技術産業の集積が進むとともに雇用機会等が増大し、本区域は急速に発展してきた。近年では東九州自動車道や国分インターチェンジの供用開始により、交通の結節点としての機能が高まりつつあるとともに、上野原遺跡の発見により本区域の歴史的重要性が認識され、新たな交流や観光需要が期待されている。

一方、本区域の幹線道路は、人口の増加に伴い整備された北部地区の大型住宅団地等からシビックセンターや中心市街地への流入交通、空港方面への通過交通、郊外型商業施設などの増加に伴う交通量の増大などにより、慢性的な交通渋滞が発生している。また、中心市街地においては、モータリゼーションの進展による交通環境の変化や郊外型商業施設などの立地等に伴う商業の衰退がみられ、空き店舗の増加や老朽化が目立ってきている。

行政区域人口は、今後も増加が見込まれて、また昼間流入人口も増加しており、県央地域における総合的な拠点都市としての役割が大きくなっている。

このように、本区域では、県央地域の拠点都市として、道路交通体系の整備や高度技術産業の振興により、中心市街地の活性化を図り、全ての市民がいいきいと快適に暮らせるまちづくりを進めるとともに、本区域の貴重な自然や歴史的遺産の中で、市民や周辺市町の人々との交流を支える、ふれあいのあるまちづくりを目指すこととして、その都市づくりの基本理念を、「自然と歴史とテクノが織りなす県央中核都市」とする。

また、この基本理念の実現のために、次の 4 つの都市計画の基本方針に基づき、まちづくりを推進する。

### 県央の中核都市としてのまちづくり

本区域の特性である高度な技術産業の振興や上野原縄文の森，城山公園などを生かした広域交流を進めるため，拠点間を結ぶ道路などの交通ネットワーク機能の整備や中心市街地の活性化を図り，高次の都市機能を備えた県央地域の中核都市としてのまちづくりを目指す。

### 都市の質的充実を目指したまちづくり

計画的な市街地の整備とともに，既存施設を活用した生活環境の整備や下水道・緑地等の身近な都市施設の整備に努め，都市として充実したまちづくりを目指す。

### 安心・安全に暮らせるまちづくり

バリアフリーの理念に基づき，道路や公共施設等を整備することで，安心して暮らせる環境づくりを進めるとともに，快適な生活環境の確保や災害の防止に努め，安全なまちづくりを目指す。

### 自然と人が共生するまちづくり

市街地周辺の樹林地は，水源涵養・災害の防止など多様な機能を有しており，また河川は，生態系の維持や親水機能を有していることから，その機能の保全に努めるとともに，交流の場や観光資源として活用し，自然と人とのふれあうまちづくりを目指す。

## 2) 地域毎の市街地像

### 下場中央地域

J R国分駅周辺部とシビックセンター周辺及び既成中心市街地を市民や来訪者のための商業・業務地と位置づけ，人・もの・情報の交流の場として県央中核都市のシンボルとなる都市中心核の形成を図る。

また，野口地区の県道北永野田小浜線の沿道部分は，沿道型商業施設の充実を図る。

野口北及び山下町に配置された大規模工場は工業地として維持する。

中央一丁目北部及び二丁目の北部は教育施設と大隅国分寺跡・舞鶴城跡などの史跡を活用した文化拠点，城山公園及び児童の森は身近に楽しむことのできる観光・レクリエーション拠点として位置づける。

### 下場北部地域

本地域は新興住宅地と既存集落が併存しており，住宅地として良好な環境の形成を図る。また，重久地区等に広がる優良農地や田園集落は農業ゾーン，周囲の山並みは樹林地ゾーンと位置づけその保全を図る。

#### 下場西部地域

国道 10 号の沿道地域には沿道サービス型商業施設も含めた物流の拠点となる流通業務核の形成を図り，上小川地区と広瀬地区に広がる優良農地や田園集落を農業ゾーンとして位置づけその保全を図る。

#### 下場南部地域

国分インターチェンジ周辺は，新たな交通の要衝としての機能を活用し，流通業務核の形成を図る。

鹿児島湾沿岸域の国分海浜公園は海辺に親しむ観光・レクリエーション拠点として今後も整備を図る。また上野原縄文の森は新たな観光・レクリエーション拠点として位置づける。

敷根地区には交通の利便性を生かした優良な住宅地の形成を図るとともに，湊地区に広がる優良農地や田園集落は農業ゾーンとし，上井及び敷根地区の山並みや斜面樹林は樹林地ゾーンとして位置づける。

## 2．区域区分の決定の有無

### 1) 区域区分の決定の有無

本区域には，区域区分を定めない。

本区域の人口は，高度技術産業の集積などによる産業の振興により年々増加しており，この傾向が今後も続くと予測されることや市街化の動向を示す農地転用や建物新築が，市街地内及び周辺部で生じていること，製造品出荷額、商品販売額とも年々増加していることなどから，市街化拡大の方向にあるが，市街地内での未利用地の活用により，それらの土地需要には対応可能であると判断される。

また，本区域は人口が今後も人口 10 万人を越えないと予測されること，市街化の進展を左右する大規模なプロジェクトが存在しないことから，今後急激かつ無秩序な市街化の拡大は見込まれないと判断される。

さらに，市街地周辺の地域については，農林漁業との健全な調和や自然的環境の保全を図っていく必要があるが，農業振興地域の整備に関する法律や森林法による土地利用規制により，計画的な土地利用と良好な市街地の形成を図ることが可能であると判断される。

以上により，本区域では，区域区分を定めないものとする。

## 3．主要な都市計画の決定の方針

### 1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

#### 主要用途の配置の方針

#### a 業務地

国分シビックセンターを中心とする地区は，市庁舎をはじめとする行政施設や図書館等の公共・公益施設が集積しており，今後も市民サービスを充実させるため，その維持と充実を図る。

b 商業地

中央三丁目及び一丁目の一部にあたる既成市街地に、県央中核都市の商業拠点となる中心商業地を配置し、中心市街地の活性化に努め、商業機能の充実を図る。

J R国分駅西側の都市計画道路向花清水線沿道と中心市街地から野口地区を経て隼人町市街地に至る沿道域には、ロードサイド型の商業施設が立地していることから、都市景観に配慮した沿道型の商業地の形成を図る。

c 工業地

本区域内に散在している大小の工業地については、引き続きその機能を維持していくが、必要に応じて拡充を図るものとし、敷地内外の緑化等により周辺市街地の環境整備に努める。

d 流通業務地

国道 10 号の県道国分霧島線の合流点から広瀬一丁目に至る沿道域には、ロードサイド型商業施設も含めた流通拠点を配置する。また、東九州自動車道国分インターチェンジ周辺は、農林漁業との調整を図りつつ、近隣の工業団地とのアクセス性や恵まれた交通機能を活かした土地利用について検討する。

e 住宅地

住宅地については、現行用途地域やその周辺部に配置するものとし、農用地との調和を図りつつ、生活道路等の整備に努め、良好な住宅環境の形成を図る。

土地利用の方針

a 土地の高度利用に関する方針

中心市街地は、「国分市中心市街地活性化基本計画」に基づく複合商業施設の整備や空き店舗・未利用地の活用、街路沿道建物の更新を進め、良好な街並み形成を図る。また、旧国分市役所跡地は、民間活力による中心市街地商業の核となる商業施設づくりを進める。

b 用途転換，用途純化又は用途の複合化に関する方針

快適な生活環境の実現のため、今後の市街地進展の状況に応じ、用途地域の見直し等により土地利用の規制・誘導を検討する。

c 居住環境の改善又は維持に関する方針

現行の用途地域や周辺地区において、都市基盤が未整備の中で宅地化が進行している地区は、道路や公園等の都市基盤施設の整備により、良好な居住環境へ改善を図る。

計画的に整備され、戸建住宅を主体として土地利用が形成されている地域については、緑化協定等の導入を検討する。

d 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

市街地内の良好な樹林地，境内林，緑地は身近な自然的環境とつながりのある都市空間の形成のために，重要な役割を担っており，その維持に努める。

e 優良な農地と健全な調和に関する方針

下場地域の集落周辺の農業基盤整備が実施された農地及び今後実施が見込まれる優良な農地については，関係機関との連携により，農業振興地域制度や農地転用許可制度等との適正な調整及び長期的視野に立った秩序ある土地利用を進め，優良農地の確保・保全に努める。

f 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

急傾斜地崩壊危険箇所や地すべり危険箇所に位置づけられた地域や土石流危険渓流の流域では，災害を未然に防止する観点から，市街化を抑制する。

g 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

シラス台地上の樹林地は自然景観，保水機能による災害防止，生態系維持等において重要な役割を担っているため，その保全に努める。

また，区域内を流下する河川の水質保全を図るため，水源地周辺及び上流域の自然環境の保全に努める。

2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

交通施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 交通体系の整備の方針

本区域においては，広域的な交流・連携を強化する役割をもつ主要な道路として，東西方向に東九州自動車道，国道 10 号，国道 220 号及び南北方向に県道国分霧島線等が位置している。

市街地へ向かう幹線道路については，いずれもが交通量が多く，通勤時間帯においては通過交通と市街地内発生交通により交通渋滞が発生しており，バイパス的な役割を担う道路の早期整備が必要とされている。

また，幹線道路において歩道の未整備部分が多いなど，安全性が高く人にやさしい道路整備が必要である。

鉄道・バスなどの公共交通は，モータリゼーションの進展に伴い年々利用者が減少しているが，高齢社会を見据えた交通手段の充実・確保が必要である。

以上のような状況を踏まえ，本区域の交通体系は次の基本方針のもとに整備を進める。

道路網整備による通過交通と市街地内発生交通の分離

各道路の機能を明確にし，通過交通と市街地内発生交通の分離を行い，自動車交通の円滑な流れを確保するため，バイパス的な道路を整備



し、本区域内の交通渋滞の緩和を図る。なお、住宅密集地など面的整備と併せて整備が必要な区間については、整備手法を検討する。

#### 総合的な交通体系の計画

健常者，身体障害者，高齢者，年少者のだれもが安全で快適な移動ができるよう，鉄道，バス，自動車の適正な役割分担，総合的な交通体系の確立を目指す。

#### 歩行者の安全確保に重点を置く道づくり

幅の広い歩道の整備やバリアフリーの理念による段差の解消など人にやさしい道づくりにより，歩行者の安全確保に努める。

### イ 整備水準の目標

道路については，交通体系の整備方針に基づき，高規格幹線道路，主要幹線道路，都市幹線道路について，整備中区間の早期完成を図り，未着手区間の早期整備を目指す。

### b 主要な施設の配置の方針

#### ア 道路

本区域は県央地域における交通の要衝であることから，都市内を連絡する道路の整備はもとより，広域的な視点から交通体系を考慮した道路網を配置することによって，自動車交通の円滑な流れを確保するため，次の方針により適正に配置する。

種 別	配 置 の 方 針
高規格幹線道路	<p>広域的なネットワーク形成を図るため，以下の道路を配置し，整備促進を図る。</p> <p>都市計画道路 1・3・1 号隼人国分線(東九州自動車道) 都市計画道路 1・3・2 号末吉国分線(東九州自動車道)</p>
主要幹線道路	<p>広域交通網としての国道・県道は，歩行者の安全性の確保を図るとともに，円滑な交通流を確保するために，拡幅等による整備を図る。</p> <p>南北方向：県道国分霧島線 都市計画道路 3・5・1 号川跡線(県道国分霧島線) 都市計画道路 3・4・11 号新町線(県道日当山敷根線)</p> <p>東西方向：国道 10 号(歩道整備) 国道 220 号(歩道整備)</p>

都市幹線道路	<p>主要幹線道路との連絡及び都市内の主要施設等を結び、円滑な交通処理を行うために、以下の道路を配置し整備を図る。</p> <p>南北方向：都市計画道路 3・4・14 号向花清水線  都市計画道路 3・5・5 号中馬場線  都市計画道路 3・5・6 号竜王線  都市計画道路 3・5・10 号山崎線  都市計画道路 3・4・4 号平玉線  市道唐仁町湊線  市道下井芦谷線  市道福島重久線  (仮称)市道広瀬岩戸線  市道岩戸新町線</p> <p>東西方向：都市計画道路 3・4・2 号野口線 (県道北永野田小浜線)歩道整備  県道北永野田小浜線  県道大川原小村線  都市計画道路 3・4・9 号平和通線  都市計画道路 3・5・3 号参宮線  都市計画道路 3・5・7 号犬追馬場線  市道府中 23 号線  市道久保田線  市道福島山下線</p>
その他	<p>J R 国分駅の西側駅前広場は、東西自由通路と併せて整備を行い、利便性の向上に努める。その他既存道路については、交通量の伸びを勘案し、交差点改良等により交通の円滑化を図る。</p>

c 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備を予定する主要な事業は、次のとおりとする。

種 別	施 設 名
道 路	<p>主要幹線道路</p> <p>県道国分霧島線  都市計画道路 3・5・1 号川跡線 (県道国分霧島線)  都市計画道路 3・4・11 号新町線 (県道日当山敷根線)</p> <p>都市幹線道路</p>

	都市計画道路 3・4・2 号野口線 (県道北永野田小浜線) 歩道整備 都市計画道路 3・4・14 号向花清水線 都市計画道路 3・4・9 号平和通線 都市計画道路 3・4・4 号平玉線 都市計画道路 3・5・3 号参宮線 都市計画道路 3・5・5 号中馬場線 都市計画道路 3・5・6 号竜王線 都市計画道路 3・5・7 号犬追馬場線 都市計画道路 3・5・10 号山崎線 市道福島重久線 市道唐仁町湊線 市道久保田線 市道府中 23 号線 市道福島山下線 市道下井芦谷線
--	--

## 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

### a 基本方針

#### ア 下水道及び河川の整備の方針

下水道については、「鹿児島県下水道等整備構想」や「国分隼人下水道基本計画」に基づき、国分隼人公共下水道事業により処理区域の拡大を進め、公共用水域の水質保全及び雨水排水対策を行い、生活環境の整備を図る。

一方、都市化に伴う流域の保水・遊水機能の低下に起因する水害に対応するため、今後は、河川の整備だけでなく被害軽減対策等を複合的に行う総合的な治水対策を図る。

また、良好な都市環境と都市景観の形成のため、まちづくりと連携した安全で快適なうらおいのある水辺環境の創出を図る。

### イ 整備水準の目標

#### 1) 下水道

概ね 10 年以内には、現在の認可区域において処理が可能になるよう整備を進める。また、概ね 20 年後には、国分隼人公共下水道事業の全体計画区域の完成を目指し、供用区域に近接する地域から順次整備を進める。

#### 2) 河川

計画的な治水対策が必要となる河川について、被害軽減対策等による総合的な対策を図るとともに、豊かな水辺環境の創出に努める。

b 主要な施設の配置の方針

ア 下水道

国分隼人公共下水道事業の全体計画区域において、下水道の整備を進める。

イ 河川

本区域には、天降川、手籠川及び検校川等の河川がある。これらの河川については、都市の特性に応じた総合的な治水対策や豊かな水辺環境の創出を検討する。

c 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備を予定する事業は次のとおりとする。

種 別	配 置 の 方 針
公共下水道	(雨水)国分中央排水区 (污水)第 1 処理分区，第 2 処理分区の各一部

その他の都市施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

都市機能の向上と良好な生活環境の改善を図るため、ごみについては生活の多様化に伴う環境保全に対処しつつ、住民協力によるごみの分別収集の徹底やりサイクル運動、ごみの減量化など官民一体となった環境対策を進め、国分地区衛生管理組合の敷根清掃センターによりごみ処理を行うものとする。また、し尿処理等については適切な都市施設の配置を図る。

b 主要な施設の配置の方針

ア 汚物処理施設

し尿処理に関しては周辺町と広域処理を行っているが、し尿総量は増加しており、周辺町と連携を図りながら処理場の改造または新設を検討し、整備を図る。

c 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備を予定する主要な施設は次のとおりとする。

種 別	名 称
汚物処理施設	(仮)国分地区汚泥再生処理センター（区域外・拡充）

### 3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

#### 主要な市街地開発事業の決定の方針

「国分市中心市街地活性化基本計画」において、拠点開発を進める地区として位置づけられた地区については、県央中核都市としての高次な都市機能の集積と地域住民の利便性の向上、交流人口の拡大を目標に、歩行者の回遊性や地区内緑地の保全に配慮しつつ、面的整備手法等の導入を検討する。

また、これまでの急速な人口増加を反映して小規模な宅地開発の進展している地域も点在しており、快適な生活環境の実現のために、今後の市街化進展の状況を見ながら街路整備等の都市基盤整備に加え、土地利用の規制・誘導の見直しや地区計画・面的整備手法の活用を検討する。

#### 市街地整備の目標

概ね 10 年以内に実施する予定の主要な事業はないが、「国分市中心市街地活性化基本計画」に基づく市街地再開発事業等や、市街化の進展状況に応じた整備計画を検討する。

### 4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

#### 基本方針

本区域は、霧島連峰を源とする天降川により形成された沖積平野と、平野を取り囲む台地状の始良カルデラの外輪山が一部浸食され、独特の景観をなしており、そこに生育する樹林が豊かな緑の眺望をつくりだしている。

山、川そして海に恵まれた自然環境のなかで、上野原遺跡が「上野原縄文の森」として、また生態系や環境に配慮した親水型の天降川河川公園等が整備されている。これらの自然環境を保全・活用し、自然と人とが共生できる環境形成に努める。

また、市街地及び周辺地区においては、多様なレクリエーション需要や地域のコミュニティ空間の創出を図るために「国分市緑の基本計画」や「国分市中心市街地活性化基本計画」に基づく公園・緑地の整備方針を推進し、良好な都市空間づくりを目指す。

#### 主要な緑地の配置の方針

配置計画	地域名等	概要
a 環境保全系統の配置	区域全体	シラス台地上の樹林地や斜面緑地等については、防災・景観形成等の各機能を勘案し、地域の特性に応じて配置し、保全に努める。

	北部及び東部	北部及び東部の山々は、大気の浄化や水源涵養のために大きな役割を担っており、今後もその保全に努める。
	天降川河岸の緑地	天降川は、良好な生態系や自然と触れあえる水辺空間を保有しており、今後もその保全に努める。
	市街地内の緑地	寺社などの緑地や市街地内の緑地は、良好な都市内緑地として保全に努める。
b レクリエーション系統の配置	区域全体	人口の増加、近年のレクリエーション需要の増大等に対応するため、市街地動向、土地利用形態等を勘案して公園緑地を適正に配置する。
	上野原縄文の森	上野原縄文の森や、市街地各所に存在する歴史的文化財などの資源を生かした新しい文化・レクリエーション活動の拠点となる施設の整備を進める。
	国分運動公園	多様なスポーツ・レクリエーションの要求に応える施設として整備を推進してきたが、引き続き施設の機能充実に努める。
	天降川水系	天降川を軸として、親水機能を生かした公園や散策路を整備することにより、市民のレクリエーション需要の対応に努める。
	鹿児島湾岸	鹿児島湾に面する下井海岸は、国分海浜公園・ウォーターフロント公園として機能維持に努める。
	城山公園・児童の森	総合公園として整備を行ってきた城山公園は、今後も多様なレクリエーション需要の動向を見据え、市民の憩いの場、遊びの場として整備充実に努める。
c 防災系統の配置	区域全体	災害時における安全性の確保のため、避難地となる既存の公園・緑地の維持と災害・人口規模等を考慮し、新たな公園・緑地等のオープンスペースの確保を図る。
	北部及び東部 上場地域	山地及び丘陵・傾斜地については、市街化を抑制するなど災害の未然防止を図る。
d 景観構成系統の配置	区域全体	本区域の市街地から望める山々は、四季折々の表情を見せ住民の貴重な財産であり、今後も斜面緑地や稜線の自然景観の保全に努める。

	集落周辺の優良農地	集落周辺の優良農地は、食料生産基盤としての機能のみならず、住民にやすらぎを与える景観としての機能も保有しており、今後もその田園景観の保全に努める。
	市街地	市街地内に整備された公園や寺社周辺の緑地を保全するとともに、地区の特性に応じ、宅地内の植栽や生垣等について、住民と一体となり緑豊かな街並み景観の創造を検討する。
	下井海岸	鹿児島湾に面する下井海岸は、良好な海浜景観地として、その風致の維持に努める。
e その他	区域全体	快適な生活環境を確保するため、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成等の各機能を総合的に勘案し、地区の特性に応じて適正に緑地を配置し、その保全に努める。

#### 実現のための具体の都市計画制度の方針

「国分市緑の基本計画」に基づく緑化重点地区整備事業をはじめとする各緑地の機能に応じた整備方法を検討する。

地域に密着した街区公園などは、都市公園事業等の活用により、整備を進める。

鹿児島湾に面する下井海岸は、良好な海浜景観地として、その風致の維持に努める。

#### 主要な緑地の確保目標

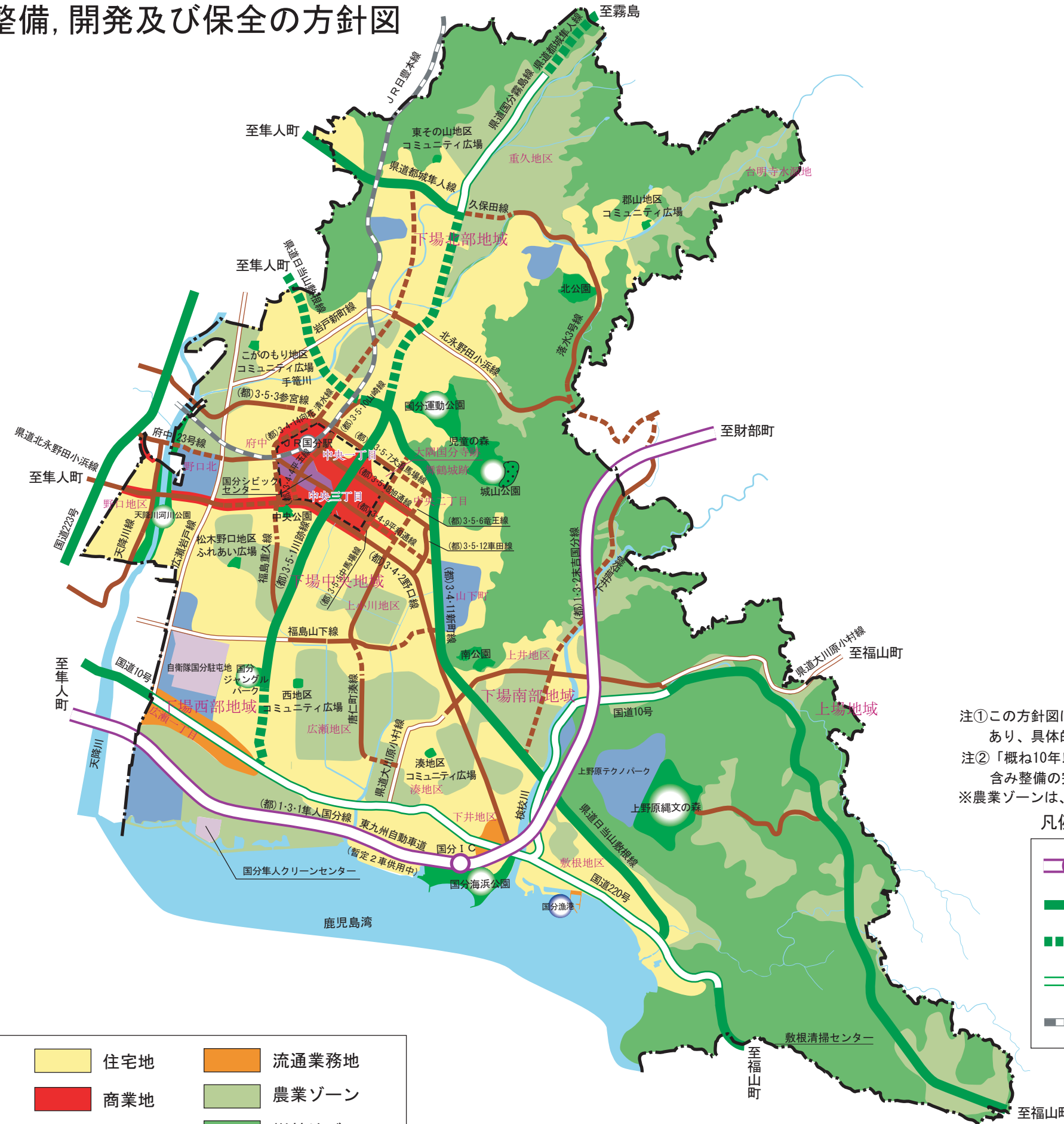
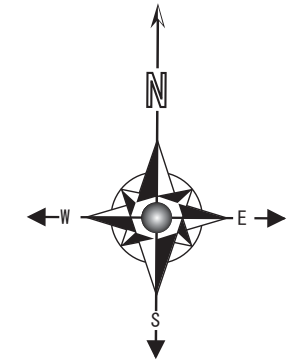
##### a 概ね 10 年以内に整備を図る公園等の公共空地

種 別	名 称 等	拡充する規模
総合公園	城山公園	約 2.8 ha (全体 16.7 ha)

##### b 概ね 10 年以内に指定予定の主要な緑地保全地区の地域地区

概ね 10 年以内に地域地区指定を行う予定の地区はないが、必要に応じ、緑地保全地区等の地域地区の指定の検討を行うものとする。

# 国分都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図



注①この方針図は、概ね20年後の目指すべき都市の姿を想定したものであり、具体的なルート及び位置を想定したものではありません。  
 注②「概ね10年以内に整備」とは概ね10年以内に整備に着手することを含み整備の完了時期を明示したものではありません。  
 ※農業ゾーンは、農地だけでなく集落等も含んで表示されている箇所があります。

## 凡例

	公園・緑地 (概ね10年以内に整備)		住宅地		流通業務地
	大規模施設		商業地		農業ゾーン
	中心市街地活性化計画区域		業務地		樹林地ゾーン
	観光・レクリエーション地区		工業地		公園・緑地

## 凡例

	高規格幹線道路 (概ね10年以降)		都市幹線道路(概ね整備済)
	主要幹線道路 (概ね整備済)		都市幹線道路 (概ね10年以内に整備)
	主要幹線道路 (概ね10年以内に整備)		都市幹線道路 (概ね10年以降)
	主要幹線道路 (概ね10年以降)		漁 港
	鉄 道		河川・海・湖沼
	都市計画区域界		

